

動物衛生行政の諸施策に関する請願書

平成4年 月 日

大阪府議会議長

様

大阪府においては、年間数万頭にも及ぶ犬猫を捕獲し又は引き取り、動物管理指導所においてその大部分を殺処分しているところであります。

ところが、人に見捨てられた動物達の悲劇はそれで終わらず、その中から数千頭の犬猫が、あろうことか、民間の皮革業者や実験用動物として動物実験施設に払い下げ（以下『払い下げ』）られているのであります。

また、動物管理指導所における動物の収容状態は他の自治体の施設に比べても狭隘で不衛生そのものであり、（犬が虐待を受ける）など動物の取扱も動物愛護には程遠く、同指導所の責務である負傷動物の治療や迷子のペットの保護など望むべくも在りません。

さらに大きな疑問として、猫の収容室が無く、何時どの様に処分されているのか全く何い知れないのが現状です。

元ペットの実験用動物転用禁止はEC諸国をはじめとした世界の潮流であり、日本の各自治体においても、神戸市が中止、東京都が2年後を目処に廃止、兵庫県が検討中など、払い下げを廃止する方向に向っております。

また、奈良県をはじめとした幾つかの自治体では、殺処分数を極力減らそうと、市民への啓発や、いわゆる“里親探し”などに力を注がれ、動物を『ゴミ』として処分する方策から人と共に共存する方策へと移行しつつあります。

よって、大阪府におかれては、

- (1) ①～⑤のとおり動物管理指導所の施設等の環境改善を速やかに行って下さい。
- ① 収容施設は動物の種類・大きさ・状態を区分した房舎であること。
 - ② 自然光・外気をとり入れ、睡眠・食事・排泄に配慮したものであること。
 - ③ 殺処分は、所長在席のもと獣医師により麻酔薬投与による安楽死であること。
 - ④ 死体焼却の民間業者委託は行わないこと。
 - ⑤ 全ての施設と業務が市民に開示されること。
- (2) 『払い下げ』を即時中止され、速やかに廃止してください。
- (3) 収容された動物については里親探しを精力的に行うなど、生き続けられる方策を強力に進めて下さい。
- (4) 収容される動物を減らすため、避妊去勢手術への助成等事前の策を講じて下さい。
- (5) 動物実験施設も含めた動物取扱施設等への指導・監督を強力に行ってください。
- (6) 動物福祉を推進するための有効性のある条例・規則等を制定してください。
- (7) 国に対し、以下の目的が達成されるよう要望書を提出するなど働きかけて下さい。
- ① いわゆる『動物保護法』を強力に動物福祉を推進しうるものに改めること。
 - ② 動物実験に対する監視機構を設けるなど、その情報が広く国民に開示されること。
 - ③ 学校・生涯教育に『人と動物との共生』テーマをとり入れること。

上記のとおり、地方自治法第124条により請願致しますので宜しくご審議下さい。

請願者氏名 動物実験の廃止を求める会(JAVA)大阪

住 所

印

紹介議員

ほか 名(別添)